

教科「情報」と教員養成

文部省初等中等教育局主任視学官

岩本宗治

〒番号 100-0013 千代田区霞ヶ関 3-2-2

TEL 03-3581-4211 Ex 2333 FAX 03-3597-9050

概要

平成11年3月に告示された高等学校学習指導要領には、近年の高度情報通信社会の進展に対応するために、教科「情報」が新設された。新高等学校学習指導要領は、平成15年度の新入学生から学年進行により実施される。新教科を担当する教員を確保するためには、大学における教員養成等に加えて、現職教員に新たに教員免許を取得させることが必要である。本稿では、新教科担当教員の確保について今後の方策を考えてみたい。

1 新しい免許の創設

高等学校において普通教科「情報」、専門教科「情報」、「福祉」の新設に伴い、免許状を授与する教科として「情報」及び「福祉」を追加する必要がある。普通教科「情報」と専門教科「情報」を一本の免許とする。

2 免許法の改正

平成15年度の高等学校学習指導要領実施に間に合うよう計画的な教員養成が必要となすに、前もって免許法の改正が必要である（以後、平成11年度中の臨時国会で審議し成立したとする）。

3 必要な教員数の推計

- (1) 普通教科「情報」約6000人
- (2) 専門教科「情報」約3000人
- 合計 約9000人

4 必要な教員の確保方策

(1) 大学における養成

免許法改正を受け、各大学は12年度に教員養成課程について認定を

受け、13年度より大学における教員養成が開始可能。3、4年次で必要単位を取得した場合、平成14年度末に大学での養成課程修了者が初めて卒業することになる。

(2) 現職教員等を対象とする講習会による免許の付与

基礎となる他教科の免許を持つ現職教員等を対象に15日間の研修を実施し、修了者に免許を付与する。このため、免許法改正法の付則に基礎となる免許を持つ者で、国の定める講習を終了した者には免許状を授与する旨の規定をおく。（具体的な講習会の実施方法は別紙のとおり）

(3) 教員資格認定試験の実施

他教科の現職教員、一般人（大卒）が教員資格認定試験に合格して「情報」の免許を取得する途を開く必要もある。

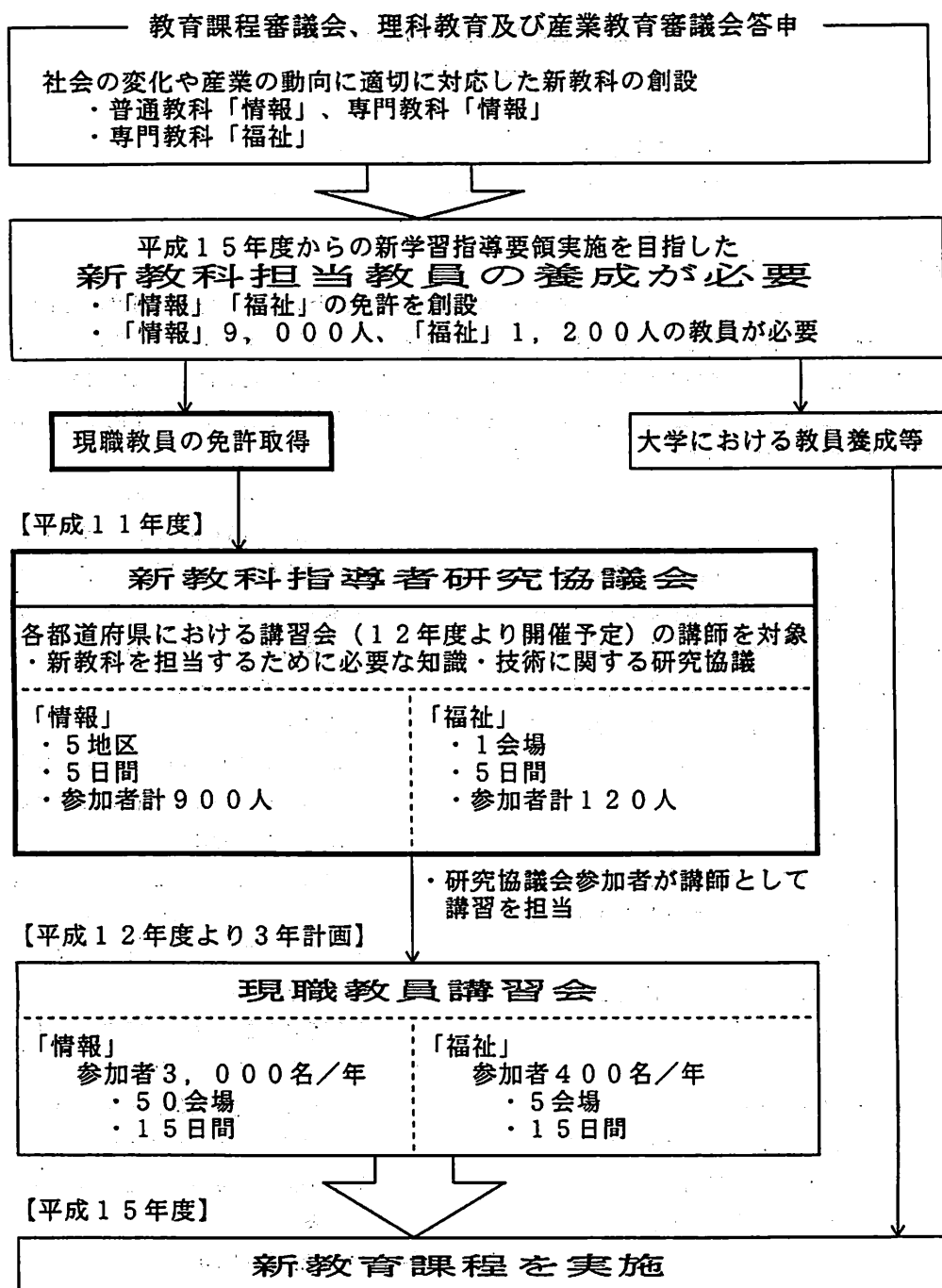
(4) 特別免許状制度の活用

教育委員会が教育職員検定合格者に授与する制度の活用もある。

(5) 特別非常勤講師制度の活用

以上

高等学校新教科指導者研究協議会の概要



[目次に戻る](#)